

## 【理事、監事及び評議員の報酬等支給基準】

### 1 原則

- (1) 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めることとします。
- (2) 具体的内容は、2の①から④までのとおり、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項とすることとします。
- (3) 無報酬とする場合には、その旨この役員等報酬基準に定めることとします。

### 2 支給基準

- ① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分の設定
  - ・ 常勤・非常勤別に報酬を定めるものとします。
- ② 報酬等の金額の算定方法
  - (a) 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準とします。
  - (b) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定する規程とします。
  - (c) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことにならないので、採用しません。
- ③ 支給の方法  
支給の時期は、常勤者は、毎月銀行振込みとし、非常勤者は、出席の都度現金支給とします。
- ④ 支給の形態  
支給の形態は、現金とします。

### 3 公表

#### (1) 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額の公表

理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額（職員としての給与も含む。）については、平成29年度以降の現況報告書に記載の上、公表いたします。

#### (2) この報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けるとともに、公表いたします